

六つ川台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定
(平成30年2月16日改訂)
(平成30年5月17日改訂)
(令和2年3月31日改訂)
(令和5年3月31日改訂)
(令和6年3月31日改訂)

I いじめの防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 [「いじめ防止対策推進法」(第2条)]より

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

【学校として】

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

【保護者として】

- (1) どの子どもも、いじめを感じる側にも感じさせる側にもなりうることを意識し、いじめに
加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

【子どもとして】

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

Ⅱ 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 委員会の構成員

組織的に対応するために、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・ブロック主任で「いじめ防止対策委員会」を設置する。児童支援専任が窓口となる。また、状況に応じて外部専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）を招請する。

2 委員会の運営

- (1) 月一回開催する。
- (2) 毎月、月末に開催する。
- (3) 校長は、学校として組織的に対応方針を決定する。
- (4) 会議録を作成し、保管、進捗の管理を行う
- (5) いじめの疑いがある場合は直ちに臨時会を開催する。

3 委員会の活動内容

いじめ認知及び認知状況の共通理解を主とし、必要に応じていじめ防止に関する研修等、情報共有を実施し、学年研等を通じて職員全体への周知を図る。

4 いじめ防止対策委員会の役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) 校内研修の運営
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

- (5) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携等、対応の実施
- (6) 基本方針の見直し

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見、事案対処

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぐ取り組みを行う。保護者、地域や学校運営協議会を含め多くの目で見守りを行いいじめの早期発見を図り、いじめが発生した場合は速やかに解決できるよう学校全体が組織的に対応する。また警察や児童相談所などの関係機関と連携し情報を共有しながら当該児童の指導にあたる。事案に対しては、いじめは絶対に許されないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

本校では、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

1 いじめの未然防止

子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

【教科・領域】

- (1) 学習の機会を通してコミュニケーション能力を育む
- (2) いじめの存在、いじめの定義を、発達段階に応じて理解できるよう指導する

【子供の取組】

- (1) 人権会議の取組を通して人権意識を高める
- (2) 横浜こども会議で話し合われた内容について情報発信を行う

【集団作り】

- (1) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を実施し集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる

2 いじめの早期発見

相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確・迅速に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するために次の取組を行う。

- (1) 児童に対しアンケートを実施する。
- (2) 教職員に対し見守りシートによる見とりを行う。
- (3) アンケートをもとに実態を把握後、いじめに関わる子どもがいる学級は、すぐに一人ひとりと面談を行い、結果をすみやかに、いじめ防止対策委員会に報告する。面談結果の記録は、全職員で共有する。

- (4) 長期休業中に学年でY Pアセスメント等を利用し学級の実態を見合う。学年全体で児童理解を深める。
- (5) 学年研究会で気になる子どもや言動について話題を出し、記録する。日頃からの子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、得た情報を職員会議等で共有する。
- (6) 子どもがいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (7) インターネット上で行われるいじめに対してはアンケート等から状況を把握し、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進をする。

3 いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、組織的に当該児童を守り通すとともに、関係児童に対しては、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- (1) 当該児童に対しては児童支援専任や担任などが事情や心情を聴取し、組織的に子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (2) 当該児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた今後の具体的取組や関係児童への指導内容を伝える。
- (3) 関係児童に対しては、児童支援専任や担任などが事情や心情を聴取し、再発防止に向けて組織的に適切に指導するとともに、子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (4) 関係児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた指導を伝え家庭での指導及び支援を要請する。

以上の対応は、時系列を明らかにした記録を確実に行った上で、いじめ防止対策委員会を中核に教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合は、学校での適切な指導・支援を行い、当該児童の意向にも配慮した上で、学校長の判断で警察に相談・通報し、連携して当該児童を守る。

4 いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月、継続されていないこと
- (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する

5 教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッドを活用し、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を定期的実施する。

6 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民らによって組織される学校運営協議会を必要に応じて活用し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- (1) 個人情報に十分配慮して、アンケート結果やそれに伴う対応を報告する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針や保護者対応などについて助言を受ける。

7 取組の年間計画

取組内容		
月	児童・学校	保護者・地域
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画と重点指導内容等の確認 ・児童理解研修（いじめの定義） ・児童引継ぎ ・教育相談アンケート①、教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、学級懇談会等で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・個人面談
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメント実施① 支援検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会①
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中ブロック子ども会議(8月区交流会に向けて) 「つながる、広げる、いじめ未然防止の輪」 ・スマートホンの使い方教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学家地連（いじめ防止基本方針説明）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修会（危機管理演習）をもとに、いじめ防止校内研修の実施 ・横浜子ども会議 区交流会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会議振り返り 校内の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談①
10月		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメント実施② 支援検討 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・教育相談） ・人権週間の取組 	
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の振り返り ・学校いじめ防止基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 新入生説明会で「学校いじめ防止基本方針」の説明
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度への引き継ぎ（校内・幼保小・小中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談②
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜プログラム実施 ・カウンセラーによる相談 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全母の会、校外委員による登下校の見守り

学校いじめ防止対策委員会(月1回・随時)
いじめの認知・支援方針の決定

IV 重大事態への対処

1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

2 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

3 重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査を実施）

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

4 児童・保護者への報告

（1）いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

（2）調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、見直しを検討し、措置を講じる。